

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第4項の規定において準用する同法第25条の3第2項の規定により、大阪広域水道企業団市町村域水道事業指定給水装置工事事業者の指定を次のとおり更新した。

令和5年7月3日

大阪広域水道企業団企業長職務代理者
大阪広域水道企業団副企業長 松本 竜三

指定番号	氏名又は名称及び代表者の氏名	住所	更新年月日	有効期間の満了の日
大阪企 第48号	株式会社アソシエイト創 竹内 伸雄	大阪狭山市西山台六丁目1番14号	令和5年7月3日	令和10年9月29日
大阪企 第95号	株式会社上島ポンプ水道工業所 大浦 登	堺市堺区一条通1番25号	令和5年7月3日	令和10年9月29日
大阪企 第215号	株式会社関西設備 新田 桂丈	奈良県奈良市神功五丁目2番地の29	令和5年7月3日	令和10年9月29日
大阪企 第240号	木村設備 木村 和典	泉南市信達市場1738番地の12	令和5年7月3日	令和10年9月29日
大阪企 第406号	株式会社住まいる建築 犬伏 雄一	大東市北条五丁目2番10号	令和5年7月3日	令和10年9月29日
大阪企 第439号	第一環境株式会社 玉木 孝一	東京都港区赤坂二丁目2番12号	令和5年7月3日	令和10年9月29日